

---

# 課 程 修 了 要 件

(福山大学大学院学則 第6章第9条)

---

## 第6章 課程修了及び学位の授与

### (修士課程の修了要件)

- 第9条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、経済学研究科にあつては研究科において定められたところにより32単位以上、人間科学研究科にあつては研究科において定められたところにより30単位以上、工学研究科にあつては各専攻において定められたところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで修士論文を提出し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 工学研究科建築学専攻修士課程においては、前項に規定にかかわらず、修士設計の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

### (博士課程の修了要件)

- 第9条の2 工学研究科電子情報工学専攻博士課程及び地域空間工学専攻博士課程並びに設計生産工学専攻博士課程の修了要件は、博士課程に3年以上在学し、専攻において定められたところにより20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、特別研究の内容を学位論文として提出し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 工学研究科生命工学専攻博士課程の修了要件は、大学院に5年（前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、後期課程において定められたとことにより16単位修得と含めて46単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、後期特別研究の内容を学位論文として提出し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 薬学研究科医療薬学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、博士課程所定の必修科目8単位の修得を含めて30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、指導を受けた研究課題について学位論文を完成し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。